

## 2023 年度アルバータ大学 EST プログラム募集要項

### 1. プログラム概要

本プログラムは、English for Science and Technology (以下「EST」という。) プログラムと呼ばれる科学技術系の専門英語の学習を目的とし、岐阜大学の学術交流協定大学であるアルバータ大学 (カナダ) において実施される。本プログラムでは、講義、ワークショップ、研究室体験等により高度な英語能力やプレゼンテーション能力を習得することが可能である。

また、本プログラムは、独立行政法人日本学生支援機構 (以下「JASSO」という。) が実施する海外留学支援制度 (協定派遣) による給付型奨学金 (以下「JASSO 奨学金」という。) の支援が採択されており、本プログラムの参加希望者のうち適格と認められた場合には、当該奨学金の受給が可能である。

### 2. 海外留学支援制度 (協定派遣) について

本制度は、我が国の大学、大学院等が、諸外国の高等教育機関等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金及び渡航支援金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的としている。

### 3. 応募資格等

#### (1) EST プログラムの応募資格

- ・本学に在籍する工学部・応用生物科学部の 2、3、4 年生または自然科学技術研究科の 1、2 年生

#### (2) JASSO 奨学金の受給資格・要件

- ・上記 EST プログラムの応募資格に加え、JASSO が定める資格・要件 (別紙 1 を参照) を満たしていること。

#### (3) その他

- ・TOEIC650 点相当以上を推奨 (スコアが低い場合でも募集状況によっては参加を認める場合がある。)
- ・JASSO 奨学金の受給資格・要件を満たさない場合でも、プログラムの応募資格を満たしている場合、EST プログラムの参加申請は可能である。

### 4. 募集定員等

- (1) プログラム募集定員：なし (ただし、参加希望者が少ない場合、実施されない可能性有り)

- (2) JASSO 奨学金支給人数：13 名

### 5. JASSO 奨学金支給額

80,000 円（月額 80,000 円×2 ヶ月分）

また、JASSO 奨学金支給受給候補者のうち、経済的に困窮しており一定の家計基準を満たしている場合は、渡航支援金として別途 160,000 円の受給が可能（別紙 2 を参照）。

## 6. 申請書類、提出期限

本プログラムの申請希望者は、以下の書類を 2023 年 5 月 19 日（金）17 時【厳守】 までにグローバル推進機構留学支援室へ提出すること。

- ・English for Science & Technology (EST) Course Application Form 2023
- ・TOEIC 等の英語検定試験スコアレコードの写し（ある場合）
- ・家計基準判定表
- ・扶養者の令和 4 年源泉徴収票の写し（JASSO 奨学金受給希望者のみ）

※渡航支援金の受給希望者は別紙 2 に記載の書類を併せて提出すること。

## 7. EST プログラム参加及び JASSO 奨学金受給候補者の決定について

申請書類に基づき審査を実施し、プログラムの参加者及び JASSO 奨学金受給候補者を決定する。ただし、審査の過程において必要に応じて面接を実施する場合がある。審査結果は、6 月上旬までに、Application Form に記載された大学のメールアドレス宛に通知する。

## 8. その他連絡事項

- (1) EST プログラムの参加者及び JASSO 奨学金の受給候補者決定後、必要な手続きについては別途通知するため、その指示に従うこと。
- (2) 本学の規則に違反し学生として本分に反する行為をした場合、その他奨学金を支給することが適当でないと判断される場合、何らかの理由により本プログラムが中止になった場合等、本プログラムの参加及び JASSO 奨学金の受給資格を取消することがある。

## 9. 問い合わせ先

EST プログラム内容及び申請手続きに関する問合せ先

グローバル推進機構留学支援室

TEL : 058-293-2146

E-mail : outbound@gifu-u.ac.jp

## 第2章 派遣学生の資格・要件

次の(1)～(8)に掲げる資格及び要件を全て満たす者としてします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)。

※1 日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

※2 多重国籍者においても、(1)を満たす者は対象となります。

(2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。

※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。

(3) 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

※1 機構が実施する2023年度第二種奨学金在学採用の家計基準を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)の受給者であっても、本制度の家計基準を満たしているか、改めて確認が必要です。

第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイト公表しています。

「日本学生支援機構ウェブサイト(在学採用の奨学金の基準)」

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html)

※2 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。

(4) 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。

※1 査証の種類は問いません。

※2 査証が免除される場合は、登録時に「0:不要」を選んでください。

(5) 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。

※1 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※2 プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。

(6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。

[成績評価係数の算出方法]

以下の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出してください。なお、履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出してください。(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

(計算式)

$(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)$   
 総登録単位数

1) 在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合

原則、選考時の前学期分の成績から算出してください。前学期分の成績も判明しない場合は、以下2)を参照してください。

- ※1 学部1年時1学期目の者は、高等学校3年次の成績から算出しても構いません。
- ※2 修士1年次1学期目の者は、学部最終年次の成績から算出しても構いません。
- ※3 博士1年次1学期目の者は、修士最終年次の成績から算出しても構いません。
- ※4 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出してください。

2) 成績評価係数で表すことができない又は前学期分の成績も判明しない場合

学校において、客観的な学業成績の判断基準を用い、派遣学生の学業成績を総合的に判断し、成績評価係数 2.30 相当以上であるとする理由を示してください。

- ※1 人物像や熱意といった学業成績と異なるものにより、学業成績を判断することはできません。
- ※2 派遣プログラムの参加資格があることをもって、本制度の学業成績要件に該当すると判断することはできません。
- ※3 特定の科目(語学等)の成績のみを用いて学業成績を判断することはできません。

<客観的な学業成績の判断基準の例>

- 例1) 入学試験の成績が○人中上位○位までについて、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。(入学試験の可否を基準とすることは認めません。)
- 例2) 修士1年次は、学部最終年次の成績が○点満点中○点以上の者について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。
- 例3) 派遣プログラム参加のための選考試験の成績が○人中上位○位までについて、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。
- 例4) 算定できない科目(合格・不合格評価のみ)がある者は、算定できない科目以外の成績評価係数が 2.30 以上あり、かつ算定できない科目のうち「合格」科目が○割以上ある者について、成績評価係数 2.30 相当以上とみなす。

(7) 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者。

- ※1 機構が実施する国内の奨学金「第一種・第二種奨学金」(貸与型)との併給は可能です。なお、留学期間中の貸与を休止する場合は、各学校の国内の奨学金(貸与型)担当者を通じて、休止手続き(「異動願」の提出)をとってください。継続希望の場合、「留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。
- ※2 機構が実施する海外留学の奨学金「第一種奨学金(海外協定派遣対象)」は、本制度による派遣学生のうち、別に定める要件を満たす者(諸外国の高等教育機関等への留学期間3か月以上1年以内の者等)を対象としています。申請する場合は、事前に本制度の派遣学生として承認されていることが必要です。
- ※3 機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、各学校の国内の奨学金(給付型)担当者を通じて、停止手続き(「異動願」の提出)をとってください。
- ※4 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。
- ※5 「本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等」(以下、「他の奨学金」という。)とは派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金に該当しません。
- ※6 他の奨学金が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。
- ※7 他の奨学金に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えないかを確認してください。

- ※8 プログラムの目的・目標達成及び学生の学修(研究)に支障がないと大学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。
- ※9 他の奨学金を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。
- ※10 在籍大学等や他の団体から、留学する・しないに関係なく支給されている奨学金は、他の奨学金に該当しません。

(8)外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者。

- ※1 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。
- ※2 派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

<参考> ■レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。  
■レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)  
■レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

- ※3 安全情報は刻々と変化します。常に最新の情報をもって、派遣学生の安全を確認してください。
- ※4 22 頁「7) 海外安全情報」及び 43 頁「3. 派遣学生等の安全管理」も確認してください。

## 別紙2

例	支援開始日～支援終了日	派遣日数	支給月数(回数)	支給対象月
1	4月1日～5月1日	31日	1回	4月
2	4月5日～5月11日	37日	2回	4、5月
3	1月16日～3月20日	64日	3回	1、2、3月
4	8月31日～12月15日	107日	4回	8、9、10、11月
5	4月1日～翌年3月31日	365日	12回	4、5、6、7、8、9、10、11、12、1、2、3月
6	3月25日～翌年3月24日	365日	12回	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、1、2月
7	複数回派遣 1回目：7月30日～8月8日 2回目：8月13日～8月21日 3回目：8月24日～9月1日	28日  (10+9+9)	1回	7月
8	複数回派遣 1回目：4月1日～4月10日 2回目：10月1日～10月20日 3回目：翌年1月10日～1月21日	42日  (10+20+12)	2回	1回目：4月、 2回目：翌年1月
9	複数回派遣 1回目：6月27日～7月5日 2回目：7月20日～10月3日	85日  (9+76)	3回	1回目：6月、 2回目：8月、 3回目：9月

※同一学生を複数プログラムに派遣する場合、各プログラムの派遣期間が重複していないことを確認してください。重複していない場合は、各プログラムで支給対象月を決定します(「例○」参照)。1日でも重複している場合は、後から派遣されるプログラムは支援対象外になります(「例×」参照)。

例	支援開始日～支援終了日	派遣日数	支給対象月	支給月数(回数)
○	プログラムE: 7月9日～8月10日 プログラムT: 8月19日～9月17日	E:33日間 T:30日間	E:7、 <u>8月</u> T: <u>8月</u> ↑ 支給対象月(8月)が重複していても、派遣期間が重複していない場合は支給可。	E:2回 T:1回
×	プログラムE: 7月11日～9月1日 プログラムT: 9月1日～10月9日	E:53日間 T:39日間	E:7、8月  プログラムTの支給対象月は9月の1回となり、プログラムEと支給対象月は重複していないが、派遣期間(9月1日)が重複しているためプログラムTは支援対象外となる。	E:2回 のみ

#### (4)支給方法

支給対象月に、派遣学生の在籍確認を行い、その後、原則、同じ支給対象月内に派遣学生に奨学金を支給してください。在籍確認を行わずに奨学金を支給することはできません。

(3)の※同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合の「例○」のように、複数プログラムで同じ支給対象月(「例○」の場合は8月)がある場合は、それぞれのプログラムごとに在籍確認が必要です。在籍確認と奨学金支給についての詳細は、「第6章 「在籍確認」、派遣学生への奨学金・渡航支援金支給及び「受領確認」」を確認してください。

### 3. 渡航支援金について

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、対象者となります。

以下の(1)①及び②の両方に該当する場合は、①のみの支給対象者となります。

## (1) 支給対象・基準

### ① 家計基準

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

※1 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。

※2 年金のうち、老齢年金は収入に含みません。遺族年金、障害年金は含みません。

※3 養育費は収入に含みません。

※4 家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合(年間所得金額200万円以下)」で判断してください。

### ② 派遣期間

新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。登録変更により奨学金支給回数が6回未満から6回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。

## (2) 学校に提出すべき書類

### ① 家計基準

家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要となります。

提出対象者	学校に提出すべき書類
父母双方	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式R-3)
父母のいずれか	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式R-3)
父母以外 (例:祖父母、兄)	・父母以外(複数いる場合は主たる家計支持者1人)の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」(様式R-3)

父母がいる場合は、原則として父母(2名)が「家計支持者」となります。家計支持者が父母以外になるケースは以下のとおりです。

#### 【父又は母のいずれか(1名)を家計支持者とするケース】

- ・父又は母と死別している場合
- ・父母の離婚等により、父又は母と学生は別生計となっている場合  
「離婚等」には離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。
- ・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は2名となります。

- ・学生が未成年であり、父母が離婚した場合、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母(2名)です。
- ・離婚した(又は死別により)父又は母が再婚(事実婚を含む)し、学生と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚者(2名)です。(養子縁組の有無は問いません)

#### 【父母以外の人(1名)を生活維持者とするケース】

- ・父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・父母が離婚し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合
- ・学生は結婚しており、父母ではなく、学生の配偶者に扶養されている場合(納税手続きにおいて、配偶者の扶養に入っている)

※2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者(1名)が「家計支持者」となります

【学生自身を家計支持者(独立生計者)とするケース】

- ・父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじ・おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
- ・父母・祖父母共に死別し、学生の兄弟姉妹は修学中もしくは病気などの理由で就労しておらず、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
- ・家庭内暴力(DV等)により父母と別居している場合
- ・父母が離婚し、父母と絶縁状態の場合で、日常的に学生が学費・生活費を負担している場合
- ・学生は結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養している場合  
配偶者が扶養に入っていない場合は、学生と配偶者(2名)を生活維持者とします。
- ・社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所して(又は養育されて)いる(いた)場合  
児童養護施設に入所  
児童自立支援施設に入所  
児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)に入所  
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入所  
小規模住居型児童養育事業(ファミリーフォーム)に入所  
里親に養育

家計支持者が父母以外のケースに該当する場合、事実関係が確認できる証明書類の提出を追加で求めています。

事象	証明書類(例)
父母と死別	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・住民票(死亡日記載あり)
父母が離婚	・戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書 ・弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明(行方不明)	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・本人及び配偶者が記載された住民票(続柄が表示されているもの)又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本 及び ・課税証明書(配偶者控除の適用が分かるもの)
家庭内暴力(DV等)により父母と別居	・公的機関による証明書
社会的養護を受けている(いた)	・施設に入所している又は入所していた証明書
その他の事由	・事実関係を確認できる書類(第三者(機関)の所見等)

<派遣学生が家計支持者の場合>

提出対象者	学校に提出すべき書類
派遣学生のみ	・派遣学生の収入・所得(48万円以上)を証明する書類 ・「家計支持者 収入・支出確認書」(様式R-2)

派遣学生 及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣学生及び配偶者の収入・所得(双方の合算で48万円以上)を証明する書類</li> <li>「独立生計者 収入・支出確認書」(様式R-2)</li> </ul>
<p>【派遣学生(及び配偶者)の収入・所得が48万円未満の場合】</p> <p>収入・所得が48万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。</p> <p>○奨学金(給付型又は貸与型)を受給している者 2022年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類 ※2022年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。 ※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。</p> <p>○預貯金を切り崩して生活している者 生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し ※3か月分支出額の平均から算出される12か月分支出額が103万円を超えることを確認してください。</p>	

## ②派遣期間

奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、原則、証明書は不要です。

## (3)収入・所得を証明する書類

原則、2023年度所得証明書で、(1)家計基準を満たしているか確認してください。ただし、2023年6月頃までに派遣学生として登録する者で、2023年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2022年度の所得証明書で構いません。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得証明書(写し可) ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 例:課税証明書、非課税証明書など

※1 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書(2022年1~12月分)の写しにより、「総支給額(支払総額)」「(税込)」を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。

※2 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。

給与所得者の場合	令和4年(2022年)源泉徴収票の写し ※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。 ※2人以上の収入の合算で計算する場合で、給与所得者以外の所得を含む対象者がいる場合は、給与所得者については所得金額として「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。
給与所得者以外の所得を含む場合	令和4年(2022年)確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し ※確定申告書(控)の「所得金額」欄を確認してください。 ※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。 ※電子申告(e-Tax)により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出させてください。

## (4)提出書類(派遣学生→学校)

**【書類の保管】**(2)及び(3)の提出書類は、2029年3月31日(当該派遣学生の登録年度の翌年度4月1日から5年間)まで、学校において適切に保管してください。機構から提出を求めることがあります。

## (5)所得を証明する書類等の情報の入力(学校→機構)

申請者や所得を証明する書類等の情報は、登録データの新規申請時に入力してください。

◆◆「操作マニュアル～登録・プログラム管理・報告編～」◆◆

○派遣 「登録データ新規/変更/削除登録」画面の項目参照

○派遣 「【派/受】登録データCSV変換ツールの項目(シート「【新規】登録データ）」参照

(6)支給方法

学校から派遣学生への支給は、原則、渡航前に行ってください。渡航前に支給できない場合は、初回の奨学金支給時までに行ってください。支給についての詳細は、「第6章 「在籍確認」、派遣学生への奨学金・渡航支援金支給及び「受領確認」」を確認してください。